

インバランスリスク料について (FIT制度のインバランス精算への影響)

平成30年6月19日(火)



本日ご報告する内容

● FIT特例①のインバランス精算は、特別な単価(回避可能費用)で行うこととされており、それによる一般送配電事業者の負担増については、インバランスリスク料により補填される仕組みとなっている。

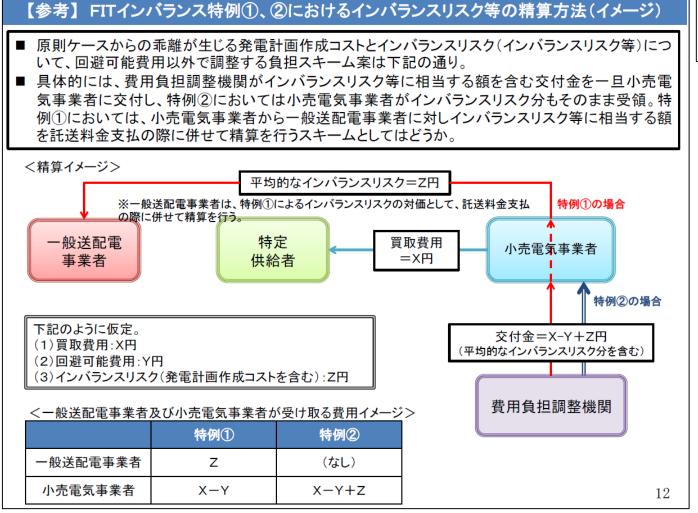
(FIT特例②については、小売事業者が自ら発電量を予測し通常のインバランス料金で精算することから、小売事業者がインバランスリスク料を受け取る。)

- 前回の本会合(第30回制度設計専門会合)において、本来、コマごと・エリアごとに 算定することとされているインバランスリスク単価が、一般送配電事業者のシステム改修 の遅れ等により、現在は簡易な方法で年度ごとに定められており、このためインバランスリ スク料が必ずしも適当なものとなっていない可能性があると報告した。
- 今回、一般送配電事業者におけるシステム改修の状況などについて確認したことを報告する。

インバランスリスク料による補填の仕組み

第30回制度設計専門会合事務局資料(2018.5)

● 一般送配電事業者におけるFIT特例①の回避可能費用によるインバランス精算の影響 分は、インバランスリスク料による収入により補填される仕組みとなっている。



第6回買取制度運用WG 事務局資料(2015.5)

インバランスリスク単価について

第30回制度設計専門会合 事務局資料(2018.5)

◆ 本来はコマごと・エリアごとに算定されるインバランスリスク単価が、現在は簡易な方法で 年度ごとに定められており、これがインバランスリスク料が一般送配電事業者における負担増を適切に補填する額になっていない理由と考えられる。

本来、インバランスリスク単価は、コマごと・エリアごとに算定することとされている。(次ページ参照)

しかしながら、現在は、一般送配電事業者のシステム改修が間に合っていないことから、暫定的に過去1年間のインバランス料金及び回避可能費用の平均値を参照して、**年度ごとに、告示により以下のように定められている。**

インバランスリスク単価(経済産業大臣告示) ※各エリア共通

	変動性発電設備 (太陽光·風力)	非変動性発電設備 (地熱・バイオマス・水力)				
2016年度	0.16円/kWh	0.01円/kWh				
2017年度	0 円/ k W h	0 円/k W h				
2018年度	0.04円/kWh	0.01円/kWh				

(注)現行のインバランスリスク単価については、自ら再工ネの発電量を予測する特例②の小売電気事業者にとっても本来の精緻なインバランスリスク料による補填が実現できていないことが、資源エネルギー庁の審議会で指摘されている。

一般送配電事業者におけるシステム改修等の状況

● 一般送配電事業者からの聞き取りによれば、以下のような状況にあり、本来のルールに基づくインバランスリスク料の算定ができるようになるまでには、まだ1年以上の期間を要する見込みであるとのこと。

<一般送配電事業者における対応の現状(聞き取った内容)>

- ◆ 各一般送配電事業者において、コマごと・BGごとにインバランスリスク料を計算するためのシステム改修は着実に 進んでいる。
- ◆ 他方で、インバランスリスク料の計算に必要となる「FITインバランス発生率(全国平均)」を、誰が計算し、それをどうやって取り込むのかといった、業務フローの検討が必要。また、そのため、データ取り込みに必要となるシステム間連携の開発も進んでいない。
- ◆ こうした状況にあることから、本来のルールに基づいたインバランスリスク料の算定ができるようになるまでには、まだ 1年以上の期間を要する見込み。

【参考】 本来のインバランスリスク料の算定式(コマごと・BGごとに算定)

インバランスリスク料 = インバランスリスク単価 × FITの発電電力量

インバランスリスク単価 = (そのコマのインバランス料金 - 回避可能費用)

× そのコマのFITのインバランス発生率(全国平均)

今後の対応について①

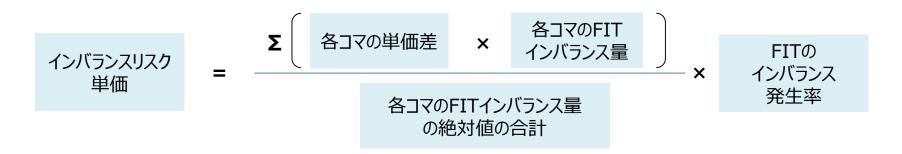
できるだけ早期にインバランスリスク料の算定が本来のルールに移行できるよう、一般送配電事業者及び資源エネルギー庁に対し、業務フローの検討やシステム改修等を速やかに進めるよう要請する。

今後の対応について②

- 本来のルールに移行するまでの間は、年度ごとに告示によってインバランスリスク単価を定めるという暫定的な方法によらざるを得ないと考えられる。
- 他方で、こうした前提の下においても、コマごと・エリアごとにインバランスの発生状況や市場価格(エリアプライス)が異なっていること等を踏まえ、よりきめ細かな算定の工夫を行うことが適当。

考えられる工夫の例

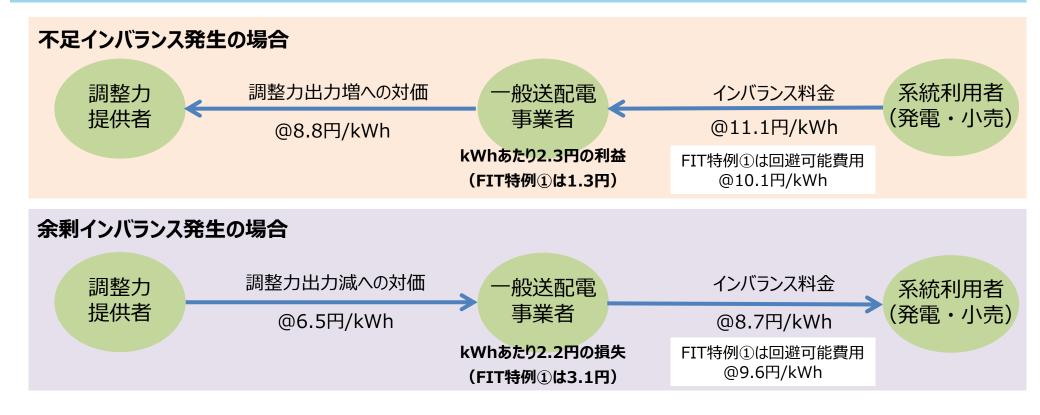
前年の平均を計算する際、インバランス料金単価の年間平均とエリアプライスの年間平均の差をとるのではなく、コマごとの単価差を、FITのインバランスの量で加重平均して年間平均を算出する。



一般送配電のインバランス収支が赤字となる原因

第30回 制度設計専門会合 (2018.5)事務局資料

- 一般送配電事業者のインバランス収支が赤字となる原因は、インバランスが全国的に余剰傾向である中で、余剰時にインバランス料金と調整カコストの逆転が起きていること。
- 加えて、FIT特例①のインバランス精算が特別な単価(回避可能費用)で行うこととされていることが、さらにインバランス収支を悪化させる要因となっている可能性がある。



[※]ここで示した単価は以下から計算した概算値であり、一般送配電事業者による試算値とは一致しない。

[・]余剰買取・不足補給単価は、JEPX公表値(α確報値×スポット・時間前平均価格、回避可能原価全国値(2017/4/1~2018/3/31の平均値))より

[・]上げ調整・下げ調整単価は、電力・ガス取引監視等委員会公表値(一般送配電事業者が指令を出した調整力の電力量価格(2017/4/1~2018/3/31の10社加重平均))より

● FIT電源については、計画値同時同量制度において特例措置が導入されている。

	特例措置の 類 型	発電量を予測する者	インバランス精算主体	インバランス精算の 適 用 料 金	インバランスリスク料 を 受 け 取 る 者
小売買取	特例①	一般送配電事業者	小売電気事業者 (リスクなし)	回避可能費用※1 (スポット市場価格+時間前市場価 格の加重平均)	一般送配電事業者
行の意味	特例②	小売電気事業者	小売電気事業者 (リスクあり)	通常のインバランス料金	小売電気事業者
送配電買取	特例①	一般送配電事業者	小売電気事業者 (リスクなし)	回避可能費用 (スポット市場価格)	一般送配電事業者
	特例②	小売電気事業者	小売電気事業者 (リスクあり)	通常のインバランス料金	小売電気事業者
	特例③	送配電事業者	送配電事業者	(インパランス対象外)※2	送配電事業者

^{※1 2016}年度認定分のみ。2012年度~2015年度認定分については、一定の条件を満たせば、異なる回避可能費用単価の算定方法が2020年度末まで維持可能な激変緩和措置あり。

^{※2} 買取義務者が特定送配電事業者の場合には、インバランス精算の対象となる。

^{※3 2017}年3月資源エネルギー庁公表資料より電力・ガス取引監視等委員会事務局作成

第30回 制度設計専門会合 (2018.5)事務局資料

- FIT特例①のインバランス精算の特例について、一般送配電事業者への影響を試算したところ、以下のとおりであった。
- 2016年度については、エリアによって、インバランスリスク料収入が負担増分を大きく上回るところと、大きく下回るところがあった。
- 2017年度については、インバランスリスク料収入は全エリア 0 円であり、FIT特例①の負担増が全額、一般送配電事業者のインバランス収支の悪化に結びついている。

<2016年度>

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	合計
負担増分	-2.7億円	13.8億円	20.4億円	14.9億円	2.9億円	0.7億円	4.9億円	5.6億円	-10.3億円	0.5億円	51億円
リスク料収入	2.8億円	7.7億円	16.2億円	10.2億円	1.4億円	6.4億円	5.8億円	3.5億円	13.5億円	0.6億円	68億円

<2017年度>

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	合計
負担増分	10.8億円	3.7億円	14.7億円	1.9億円	0.8億円	11.8億円	4.0億円	5.3億円	7.4億円	-0.0億円	60億円
リスク料収入	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円